

福祉用具

介護サービス費受領委任払の流れ

- 1 以下の要件すべてに該当する場合のみ、受領委任払ができます
対象となるか事前に確認をお願いします
 - ① 介護保険料を滞納していないこと
 - ② 非課税世帯（世帯全員が町民税非課税）であること
 - ③ 販売事業者が江府町に受領委任払事業者の申出をしていること
- 2 福祉用具を購入し、費用の1割を販売事業者へ支払います
- 3 町に福祉用具購入費の支給申請を行います
提出いただく書類は、以下のとおりです
 - ① 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
 - ② 見積書
 - ③ 購入した福祉用具のパフレット等
 - ④ 領収書の写し
 - ⑤ 請求書
- 4 町から申請者および販売事業者へ通知をお送りします
- 5 販売事業者へ町から福祉用具購入費をお支払いします

江府町役場（本庁舎）住民生活課

電話：0859-75-3223